

第556回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	異議申し立て (広島市教職員組合)	P. 1
資料 No. 2	2024年度広島県地方最低賃金の改正に関わる異議申出書 (広島合同労働組合)	P. 3
資料 No. 3	「令和6年広島県最低賃金改定に係る異議申し立て」 (郵政産業労働者ユニオン広島県協議会)	P. 4
資料 No. 4	広島県最低賃金改定に対する異議申出 (広島合同労組生協ひろしまパート支部)	P. 5
資料 No. 5	2024年広島県地方最低賃金の改定に対する異議申出 (広島県労働組合総連合)	P. 7

2024.8.8

広島地方最低賃金審議会
会長様

広島市教職員組合
三宅敏明
広島市中区大手町 5-8-30

異議申し立て

目安額50円では低すぎます。物価高騰から暮らしを守り、更に生活改善を図るため再度地方最低賃金審議会で議論し、最低賃金を大幅に引き上げることを求めます。

広島地方最低審議会は2024年8月5日に広島県の最低賃金を50円引き上げて1020円とする答申を行いました。7月25日に中央最低審議会から答申された50円のままとなっています。広島県内労働者の主張からも大きく乖離し、納得できるものではありません。以下異議申し立てをします。

- 1) 全国組織の全労連が全国28の都道府県で最低生計費資産調査(約4万8千人)に取り組みました。8時間働けば人間らしく暮らせるためには全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上必要であることを明らかにしています。厚労省や中央最低賃金審議会に対してもこのデータを採用するよう、または同様の根拠ある調査・データを求めて来ました。こうした調査を怠り、事業の支払い能力に付度し大企業が労務費の価格転嫁にもまともに応えないことをよそに「引上げ率の水準には一定の限界がある」と大幅引き上げにブレーキを掛けることは看過できません。
- 2) 私たちは、最低賃金決定の3要素の一つである「事業の支払い能力」を削除することを引き続き求めます。賃上げに必要な中小企業支援を政府がすべきです。
- 3) 標準生活費のデータは生活実態に合っていません。私たちの最低生計費調査を基本データとして使用すべきと考えます。
- 4) 実質賃金が連続して下がり続ける中で広島県内の労働者が固唾をのんで広島地方最低賃金審議会の議論を見守っていました。最低賃金ぎりぎりで働く労働者は落胆しています。中小、零細企業の労働者は最賃ぎりぎりで働いています。どのような暮らしをしているか実態を調査し

てください。またシングルマザーがダブルワーク、トリプルワークをしないで済む最低賃金額に引き上げるべきです。

- 5) 広島地方最低賃金審議会の責任を発揮してほしい。中賃の目安額通りで良いのか。なぜ3ランクで目安額が同じ50円なのか。地域間格差をなくするためにはCランクはもっと目安額を上げなければならないはずですし、Bランクも同様です。人口流出、一極集中を防ぐためにもそれは喫緊の課題です。
- 6) 審議会の議論を公正に進めるためにも県労連から委員を出してください。また。最賃ぎりぎり働く労働者を委員として選出すべきです。幅広い県民の声を反映させる審議会にするためにも委員選出の公正を求めます。
- 7) 地方最低賃金審議会の傍聴者数を広げるなど貴委員会は県民に開かれた議論にするための努力をされていることに敬意を表します。最低賃金は、労働者の生活に直結する重大な決め事です。「私の賃金を私なしに決めないでほしい」と労働者は考えています。そのためには議論をすべて公開して行って下さい。完全オープンでガラス張りにし公明・公正な議論を求めます。
- 8) 広島地方最低賃金審議会決定の50円アップで広島県は1020円になります。世界と比べると最賃の低さが一目瞭然です。米国ワシントン州は時間単価 2346 円、オーストラリア2223円 (2023年12月時点調べです) イギリスは2102円、ドイツ1976円、フランス1834円。日本の最低賃金の水準はヨーロッパの水準に届いていません。お隣の国韓国は、2024年最賃は170w(20円)上がって時間単価10,030w(1143円)、月額に直すと2,090,000w(23万8000円) <当時の為替レートによる>になります。日本と違い全国一律制なので首都ソウルと地方都市とも時給は同じです。日本の加重平均が1004円+50円で1054円、韓国は1143円(2024年)、日本加重平均より韓国の水準が高くなっています。私は、ヨーロッパ水準に合わせ「2030年代半ば」ではなく早急に時給1500円以上を決断することを政府に求めます。そういう意味では今回の50円アップは少なすぎると言わざるを得ません。
- 9) 日本も緊急に全国一律制に改める必要があります。政府は今すぐ最賃を全国一律制に転換し、直ちに1500円以上に引き上げることを求めます。全国一律制を実現し最低賃金を大幅に引き上げ価格転嫁を促し中小企業に必要な支援をすべきです。

全国一律最低賃金制の確立や最低賃金の引き上げを求める意見書・決議は少なくない自治体で可決されています。世論が広がり、最低賃金の引き上げの声が広がりつつあります。

2024年 8月 13日

広島労働局長 小沼 宏治 様

異議申出団体 広島合同労働組合

書記長 門田勇人

住所 広島市東区光町2-9-24-303

電話 082-568-5835

2024年度広島県地方最低賃金の改正に関わる異議申出書

広島地方最低賃金審議会は、8月5日、広島県最低賃金を50円引き上げ、「時間額1020円」に改正することが適当である旨の答申を広島労働局長に行いました。これに対し最低賃金法及び同法施行規則に基づき、異議申出書を提出し、再度地方最賃審に諮問されることを申し出ます。

記

I. 異議の趣旨

「答申」の「時間額1020円」は、ワーキングプア解消、「格差と貧困」是正の社会的要請から勘案してあまりにも低額です。

II. 異議の概要

1、最低賃金の大幅引き上げで景気の回復を

日本の相対的貧困率が上昇しています。1985年に12%であったのが2012年には16.1%に達しており、2020年の数値は15.4%です。これはOECD諸国の平均11.4%を大きく超え、37か国中29位です。

日本の貧困の深刻さを示す指標として、金融資産をまったく保有しない家計の多さがあります。日本銀行の2022年の統計によると、資産ゼロは2人以上世帯で23.1%、単身世帯で34.5%の高さとなっています。

特に、若者の貧困率が高いことは深刻であり、パート労働者などの非正規労働者が多い女性の賃金も低く抑えられています。

この、大きな要因は、日本の最低賃金制度において、最低賃金額が低く抑えられてきたことがあげられます。

最低賃金が上がると、確実に貧困世帯の労働者の賃上げにつながります。国民の消費額が増加することによって、企業の生産額と売上額の増額につながります。

50円の引き上げではなく、「最低賃金1500円への展望が持てる」大幅な引き上げを要望します。

2、中小企業等が賃上げしやすい環境整備について

答申の中で、この点について触れてあることは評価するものの、現行の業務改善助成金のみでは不十分といえます。中小・零細企業の意見を取り入れ、中小企業が「最低賃金の引き上げで経営破綻」することのないような支援策を実行するのが行政の役割と考えます。審議会から国に対して「中小・零細企業に対しての抜本的な支援策（社会保険料減免など）」の提起を行っていただくことを求めます。

以 上

広島労働局長様

令和6年8月18日

郵政産業労働者ユニオン
広島県協議会議長岡崎徹

「令和6年広島県最低賃金改定に係る異議申し立て」

最低賃金法に掲げられている理念を実行するためには現在の最低賃金の設定はあまりにも低すぎます。憲法が要請する最低限の文化的健康的な生活を可能にする金額ではありません。かといってすぐに1500円以上の大幅引き上げができる状況であるかどうかはどうやら厳しそうです。だからといって、ダブルワークやトリプルワークで長時間労働を強いられる最低賃金近傍で働き続ける生活者の厳しさを考えた時、しょうがないでは済まされません。その点では審議会が最低賃金の引き上げのための提言を表明したことは評価します。まずは広島労働局の標準生計費の試算を労働組合のナショナルセンターや大学の研究結果に近づけることから始め、審議会の委員の選定を抜本的に改革すること、公平で公正な議論のため会議をすべて公開とすること、そして審議会が大幅な引き上げを目指して更なる強い意思を表明することを要請します。最低賃金1020円ではまだまだ現実に追いつけません。

2024年8月19日

広島労働局長 殿

広島合同労組生協ひろしまパート支部
書記局長 田頭 奈美江

広島県最低賃金改定に対する異議申出

1. 趣旨

8月5日答申された広島県最低賃金額 1,020 円では生活の改善は望めません。異議審での大幅な引き上げを求めます。

2. 理由

今年の夏は、長引く物価高騰に加え、昨年以上の猛暑です。電気代の上昇が不安とは言え、家族の健康を守るためには冷房は必須。出費の増大を受け入れつつも、その負担のしわよせは、食費はもちろんのこと家計の至る所にあらわれます。生活費のやりくりのため、夏休み真っ最中でも子どもをどこにも連れて行けず、いろいろな体験させてやることもできず、家の中で我慢を強いられている最低賃金近傍の労働者の家庭がある事を想像してください。憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限の生活」とはどこにあるのでしょうか。

8月5日答申された広島県の最低賃金引き上げ額は中央最低審議会の目安通り 50 円でした。過去最高の引き上げ額ではありますが、物価上昇分の後追いでしかありません。そもそもの日本の最低賃金は諸外国から見ると極端に低く、オーストラリアの約 2,500 円、イギリスの約 2,100 円にはおろか、となりの韓国約 1,080 円にも届かない金額です。実際、職場からは多くの人が生活の苦しさから将来への不安を訴えています。その根底は最低賃金が低すぎることにあり、早急な最低賃金の大幅な引き上げを望む声ばかりです。50 円の引き上げでは現在の生活を保障するにも不十分、ましてや将来に向けた貯蓄もできない状況です。希望や展望さえも失いかけてしまう、非正規労働者の実態を知っていただきたいと思います。

先の 7 月の審議会、専門部会では労働者委員からは、最賃の引き上げは必要、その引き上げ額は中央の目安 50 円を妥当と考えるとの発言があり、使側からは中央の目安はあくまでも 50 円をスタートとするものではないとの意見が述べられていました。しかし、私たちが望んでいたのは目安に沿った審議ではなく、あくまでも非正規労働者(特に最低賃金近傍で働く労働者)の生活実態や思いを反映させるための審議でした。そのための 5 名の意見陳述、12 名の意見書・声明が、8 月 5 日の専門部会でどのように受け止められたのか、非公開での審議では私たちは知るよしもありません。

中国地方の周りの県では島根県+8 円、鳥取県+7 円、山口県+1 円の答申が出て

います。中国地方の中核都市を要する広島県からプラスの答申がなかったことは本当に残念で仕方がありません。広島県の人口(労働力)流出を真摯に考えるのであれば、中央の目安とおりの形だけの審議ではなく、広島に暮らす人たちが安心して元気で暮らしていくための真に必要な賃金を議論する必要があります。是非、広島県から最低賃金の大幅引き上げの必要性を発信し、広島県のチカラで地方を牽引する役割を担ってください。

全国の現在のABCのランク付けが、意味をなさないものとなっていることは、近年の地方での格差解消の動きによる目安以上の大幅答申、さらにはランクの逆転現象をみても明らかです。労働基準法で定められた「人たるに値する生活を営むための必要をみたすもの」、憲法 25 条の生存権を保障する賃金は、住む所でその価値を変えるものではありません。私たちが提唱する「全国一律 1500 円の最低賃金制度」の展望をもち、日本で暮らす誰もがその人らしくあれる賃金はいかにあるべきかを、再度検討して、引き上げを実現してください。

以上。

2024年 8月 20日

広島労働局長 小沼 宏治 様

異議申出団体 広島県労働組合総連合
議長 神部 泰

住所 広島市東区光町 2-9-24-205

電話 082-262-1550

2024年広島県地方最低賃金の改定に対する異議申出

広島地方最低賃金審議会は令和6年8月5日、広島県労働局長に対して「広島県最低賃金を『時間額 1,020 円』に改正することが適当である」。旨の答申を行いました。

私たちは、今回、広島県地方最低賃金審議会や専門部会について傍聴枠を広げることが承認され、これまで以上に多くの労働者が傍聴することができました。7月30日の審議会では5名が意見陳述を行い、「全労連が行った4万人を超える生計費調査から最低賃金を今すぐ1500円にすべき」「全国一律の最賃制をめざすこと」「地域間格差をなくし、地方の経済の活性化」などを発言し、何よりも「異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、最低賃金の大幅引上げが必要」と訴えてきました。

また、去る6月10日～14日には、全労連中国ブロックとして、中国地方の5県それぞれの県や労働局に最低賃金の大幅引上げについて要請するとともに懇談を行いました。

今回の広島地方最低賃金審議会の答申は、中央最低賃金審議会が示した目安50円そのままの答申であり、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また生計費調査などから示した私たちの水準への展望にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。

以上のことから下記の意義申出を行います。

今回答申された時間額 1,020 円で最低賃金を決定することについては不服であり、再度、広島県最低賃金地方審議会として引上げの審議を求めます。

1、答申された金額では、異常な物価高騰からの生活を改善することはできません。

ひと月の労働時間を173.5時間で計算した場合、月額176,970円(1020円×173.5時間)年額2,123,640円です。そこから税金などの差し引くと、この収入では、一人の大人が独立して生計を営むには困難です。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

日本では、最低賃金や最低賃金近傍で働く方にとっての生活は厳しいものとなっています。世界に目を向ければ物価高騰の中で最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアでは約2,223円、イギリス約2,102円、ドイツ約1,976円です。日本は世界の中で異常に低い実態があります。

2、私たちは審議会で意見陳述を行い、労働者側の生活実態や大幅引上げを求める声を出しました。審議の中で意見陳述の内容は加味されたのでしょうか。

私たちは意見陳述や傍聴という行動でしか審議会へ参加ができません。

多くの意見を反映し審議する審議会について、声を上げ傍聴に参加する団体からも労働者委員を選出されるべきであると考えます。また、地方審議会の運営についても中国5県の中でも審議会や専門部会が毎回「公開」とされることが増えています。今年、広島県の審議会は傍聴の人数を広げるなど前進をつくられました。公平な審議へ向け、運営を他県と統一することを要望します。

3、賃金格差を解消・全国一律最低賃金などを展望し、生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに地域間格差を是正してください。

全国労働組合総連合と地方組織が行った4万人が参加した「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると全国で時給1500円～1600円は必要との結果が出されています。この金額を展望できる額に引き上げることが必要です。

今回の中央最低賃金審議会の目安は、A・B・Cランクとも同額の内容でした。格差の拡大とならない一方でその解消もすすまない内容でした。「最低位からの脱却」「都会や近県との格差を意識し拡大をさせない」という考え方が顕著になっています。6月の島根県や鳥取県との懇談でも他県への若者の流出を意識している発言があり、今回それぞれの地方審議会の答申では、鳥取県57円（中央50円+7円）、島根県（中央50円+8円）の答申となっています。

広島県では3年連続で人口流出の日本一が続いており、この流れへの対応の大きな一つとして今回の広島県最低賃金について都市圏との地域間格差是正に向けて、+50円からさらに大幅な上乘せが必要であると考えます。

4、最低賃金の引上げは中小企業者への支援をセットで行うことを求めます。

中小企業・小規模事業所の経営は、今、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業などにより単価の切下げによって、生産性が低く抑えられています。加えて市場の価格競争の中、低価格が誘導され、商品価格に原価を反映させることが困難になっています。答申の中でも「価格転嫁対策について、・・・労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化ができるよう要望する」とありますが、今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。審議会から国に対し要望することを求めます。

以 上